

## 鹿 児 島 県 公 報

令和8年5月1日（金）第715号の2



鹿児島県

発行 鹿児島県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編集 総務部学事法制課  
定例発行日（毎週火、金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 教 育 委 員 会 告 示

- 指定文化財の指定の解除 (文化財課取扱い) 1  
○指定文化財の指定 (文化財課取扱い) 1

## 教 育 委 員 会 告 示

## 鹿児島県教育委員会告示第7号

鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第31条第2項の規定に基づき、次の表に掲げる鹿児島県指定史跡の指定は、令和8年2月17日付けで解除されたものとなるので、同条第3項において準用する同条例第5条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年5月1日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

史跡

名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指 定 告 示
和泊町の世之主の墓	大島郡和泊町 大字内城字泉 川808番	和泊町	昭和41年3月11日 教育委員会告示第1号

## 鹿児島県教育委員会告示第8号

鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第4条第1項及び第25条第1項の規定により、次の表に掲げる文化財を鹿児島県指定有形文化財及び鹿児島県指定無形民俗文化財に指定する。

令和8年5月1日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

有形文化財（建造物）

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者等	備 考
旧島津家天神脇別邸主屋石蔵	鹿児島市吉野 町9685	一般財団法人陽山美術館	旧島津家別邸主屋は、「明治四十三年書類綴」及び「明治四十四年文書往復綴庶務支部」により、島津家第30代当主忠重時代の明治43年4月30日に新築されたことや、島津家内では「天神脇別邸」と呼称されていたことが明らかとなった。同資料中には、石蔵建設についての記載も見られ、石蔵は、主屋と同時期の建物で、近代建築として歴史が十分であり、別邸の威容を支える不可欠な構成建築物と言える。このことから、令和7

			年4月30日指定の「旧島津家別邸 主屋」に石蔵を追加して指定するとともに、その名称を「旧島津家天神脇別邸 主屋 石蔵」に改める。
--	--	--	--

## 有形文化財（考古資料）

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者等	備 考
伊佐盆地一帯の 土馬及び人形	伊佐市菱刈前 目2019番地1 菱刈郷土資料館	伊佐市	伊佐盆地では、岡野遺跡、津栗野遺跡及び墓ノ神遺跡などから、奈良時代から平安時代の土馬及び人形が、集中して出土している。 岡野遺跡では、直径60cmほどの円形を呈し内側に木炭が充填された石囲いの中央部に置かれた底部穿孔がある土師質の壺の内部に、土馬、人形及び土板が納められていた。 土馬及び人形は、県内では、他に始良市及び志布志市で出土例があるが、伊佐盆地のものは、最も出土数が多いこと、出土状況がはっきりしていることから、貴重である。

## 無形民俗文化財

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者等	備 考
藺牟田麓の田 の神戻し	薩摩川内市祁 答院町藺牟田	藺壮年同志 会	田の神戻しは、田の神講の成員の家の床の間に祀られていた田の神石像を一年交替で持ち回る宿換えの行事であり、「田の神講」の一部である。現在は4月上旬に実施され、旧座元（宿）から始まり、レンゲ畑や公民館で踊りを奉納する。 藺牟田麓地区の田の神戻しは、花に彩られた美しさにおいて他に類はなく、田の神講と家移りが盛大な行事として伝承されていることは貴重である。また、この地域では文献や石碑などから江戸時代の田の神講の様子も窺え、田の神信仰と田の神石像、田の神講との関連を考える上で重要である。